

(新)

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の種類、額並びに適用方法

1. 運賃の種類及び額

(事業者名) 三栄タクシー株式会社

(1) 距離制運賃

車種区分	初乗運賃	加算運賃	公定幅運賃の種類
特定大型車	最初の1. 1キロメートルまで 750円	199メートルまでごとに 110円	上限運賃
大型車	最初の1. 1キロメートルまで 690円	212メートルまでごとに 110円	上限運賃
普通車	最初の1. 1キロメートルまで 620円	252メートルまでごとに 100円	上限運賃

車種区分	時間距離併用運賃	公定幅運賃の種類
特定大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分15秒までごとに 110円	上限運賃
大型車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分20秒までごとに 110円	上限運賃
普通車	時速10キロメートル以下の運行時間について 1分35秒までごとに 100円	上限運賃

(2) 時間制運賃

車種区分	運賃	公定幅運賃の種類
特定大型車	30分までごとに 5,550円	上限運賃
大型車	30分までごとに 4,950円	上限運賃
普通車	30分までごとに 4,000円	上限運賃

- (3) 運賃等の割増
深夜・早朝割増
(22時から翌朝5時まで) 2割増
- (4) 運賃等の割引
ア. 障害者割引 1割引
イ. 遠距離割引
距離制運賃で9,000円を超える金額について 1割引
ウ. 運転免許証返納割引
75才以上で運転免許証を返納した者について 1割引
エ. 回数割引
乗車金額に応じ磁気カードに記録されたポイント数により
乗車券を発行 ポイント数100につき 乗車券1,000円

2. 料金の種類及び額

- (1) 待料金
特定大型車 1分15秒までごとに(上限運賃) 110円
大型車 1分20秒までごとに(上限運賃) 110円
普通車 1分35秒までごとに(上限運賃) 100円
- (2) 迎車回送料金
1両ごとに 150円

3. 運賃及び料金の適用方法

- (1) 車種区分は、次のとおりとする。ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)を除く。

車種区分	自動車の大きさ
特定大型車	普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)及び内燃機関を有しない自動車を除く。
大型車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあつては、2.5リットル。)を超えるもので乗車定員6名以下のもの。 身体障害者輸送車(患者輸送車、車椅子移動車)であつて乗車定員7名以上のもの。
普通車	普通自動車(ディーゼル機関を除く。)のうち排気量2リットル(ハイブリッド自動車にあつては、2.5リットル。)以下のもので乗車定員6名以下のもの。 小型自動車のうち乗車定員6名以下のもの。普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

- (2) 運賃の適用順位
運賃の適用順位は、原則として距離制運賃を適用し、これにより難しい場合は、特約により時間制運賃を適用するものとする。
- (3) 距離制運賃
ア. 距離制運賃は、タクシーメーター器の表示額とする。
イ. 距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。
ウ. 時間距離併用運賃は、走行速度が時速10キロメートル以下となった場合の運送に要した時間を加算距離に換算し併算する。
ただし、時間距離併用運賃は、高速自動車国道及び道路法第48条の2第1項により指定された自動車専用道路(取付道路進入地点から退出地点までの区間に限る。)においては適用しない。
エ. 距離制運賃の収受にあたっては、運送が終わった地点で停車後、直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額により行う。
- (4) 時間制運賃
ア. 時間制運賃は、時間制によることを営業所等において特約した場合に適用する。
イ. 時間制運賃は、最寄りの営業所等を出発してから、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算定する。
ウ. 時間制運賃は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。
エ. 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。
- (5) 運賃等の割増
ア. 運賃等の割増は、距離制運賃及び待料金の適用する。
イ. 運賃等の割増は、距離短縮方式とする。
- (6) 運賃等の割引
ア. 運賃等の割引は、距離制運賃、時間制運賃及び待料金の適用する。

- イ. 障害者割引は、次による。
(a) 割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱
(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者を対象とし、当該身体障害者手帳又は療育手帳を提示したときに適用する。
(b) 運賃等の割引は、障害者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
(c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする。
- ウ. 遠距離割引は、次による。
(a) 遠距離割引は、9,000円を超える運送について、適用する。
(b) 遠距離割引の運賃等の額は、タクシーメーター器表示額のうち9,000円と、これを超える額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額の合計額とする。
- エ. 運転免許証返納割引は、次による。
(a) 運転免許証返納割引は、運転免許証を自ら返納することにより公安委員会で発行された運転経歴証明書の交付を受けた75才以上の者を対象とし、当該運転経歴証明書を提示したときに適用する。
(b) 運賃等の割引は、運転経歴証明書の発行を受けた者自身が乗車した区間又は時間に適用する。
(c) 運賃等の額は、タクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額とする
- オ. 回数割引は、次による。
(a) 乗車金額500円(500円未満の端数を切捨て)毎に磁気カードへ1ポイント記録し、基準に達した運賃制産後に乗車券を発行し、その後の運送時に乗車券を提示された場合に限り適用する。
ただし、1運送でのポイントの記録は99ポイントを限度とする。
(b) 運賃及び料金の精算は、タクシーメーター器表示額から乗車券相当額を減じた差額を収受するものとする。
(c) 磁気カードの有効期限は、無期限とする。
(d) 乗車券の有効期限は、無期限とする。
- カ. 割引の重複
(a) 障害者割引と運転免許証返納割引が重複する場合は、各割引のうち一種類のみを適用する。
(b) 遠距離割引の適用は、遠距離割引と障害者割引又は免許返納割引のいずれかの1種類の割引とする。
(c) 割引が重複して適用される場合の運賃等の額は、各割引制度ごとに求められた割引額の合計をタクシーメーター器表示額又は時間制運賃算出額から減じた額とする。
- (7) 料金
ア. 料金は、距離制運賃による場合に適用する。
イ. 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用することとし、待機に要した時間を加算距離に換算し、距離制運賃に併算する。
ウ. 迎車回送料金は、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する。
- (8) その他
ア. 旅客の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。
イ. 道路事情、交通規制等客観的な事情によるとき又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、旅客の負担とする。

附 則

- (1) 普通自動車、小型自動車、軽自動車は、道路運送車両法施行規則 第2条の定めによる。
- (2) 車種区分については、新型自動車として届出された諸元を基準とする。ただし、特殊なバンパーを装着した自動車は、標準バンパーを装着した場合における諸元により車種区分を決定する。
- (3) ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様(外寸、内装等)のガソリン車の車種区分を適用する。
- (4) ハイブリッド自動車とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車をいう。
- (5) 高速自動車国道及び自動車専用道路におけるタクシーメーター器の取り扱いについては、その入口においてタクシーメーター器を「高速」の位置に操作し、出口において「賃走」(深夜・早朝にあつては割増)に切り換えること。